

新型インフルエンザ等対策に関する業務計画

JA 北海道厚生連 ニセコ羊蹄広域 倶知安厚生病院

平成 26 年 3 月 制定
令和 8 年 3 月 改訂

目次

第1章	総論	1
第2章	新型インフルエンザ等対策の実施体制	1
第3章	新型インフルエンザ等対策に関する事項	2
第4章	その他	4

第1章 総論

1. 目的

本計画は、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年5月11日法律第31号。以下「特措法」という。）第9条第1項の規定に基づき、JA北海道厚生連ニセコ羊蹄広域 倶知安厚生病院における新型インフルエンザ等対策の実施に関する事項を定め、その感染拡大を可能な限り抑制し、地域住民の生命および健康を保護し、円滑かつ適切な医療活動に資することを目的とする。

2. 基本方針

JA北海道厚生連ニセコ羊蹄広域 倶知安厚生病院は、新型インフルエンザ等対策の遂行にあたって、北海道、関係市町村および医療機関等（以下「関係機関」という。）と相互に連携を図りながら、病院が一体となって、これを行うものとする。

3. 定義

本計画において「準備期」とは、新型インフルエンザ等の発生を覚地する以前までの期間をいう。「初動期」とは、新型インフルエンザ等の発生を覚知後、政府対策本部が設置され、基本的対処方針が決定されて実施されるまでの期間をいう。「対応期」とは、初動期以後、政府対策本部が廃止されるまでの期間をいう。

4. 新型インフルエンザ等発生期における診療継続計画の作成・周知

病院長は、本計画を効果的に推進するため、準備期における体制整備等の準備、初動期並びに対応期における医療提供体制等について記載した、新型インフルエンザ等発生時における診療継続計画（以下「診療継続計画」という。）を作成するとともに、診療継続計画を作成または修正した場合には、職員に対し周知徹底を図る。

第2章 新型インフルエンザ等対策の実施体制

1. 平時における関係機関との連携、協力体制

- (1) 病院長は、特措法第7条第1項に規定する都道府県行動計画および特措法第8条第1項に規定する市町村行動計画におけるその地域での役割を確認し、新型インフルエンザ等の患者が発生した場合に備え、関係機関と相互に連携・協力を行い、新型インフルエンザ等対策の実施に努める。
- (2) 病院長は、感染症の予防および感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）第36条の3第1項に基づき、北海道知事と医療を提供する体制の確保に必要な措置に関する協定（以下「医療措置協定」という。）の締結にかかる協議に参画し、協議内容に応じ新型インフルエンザ等に係る北海道における医療提供体制の整備・構築に協力する。

- (3) 病院長は、関係機関との間において平時から連携し、医療の提供に必要な情報収集および訓練等に努める。
- (4) 病院長は、関係機関と円滑に連携を図るために、連絡先をあらかじめ共有するものとする。

2. 対策本部の設置・運営

病院長は、特措法第 22 条第 1 項に基づき北海道対策本部が設置された時は、新型インフルエンザ等対策を行うために必要な次の業務を行わせるため、診療継続計画に基づき院内に新型インフルエンザ等対策本部（以下「対策本部」という。）を設置するものとする。

- (1) 発生状況の情報収集および発信に関すること
- (2) 関係機関との連絡調整に関すること
- (3) その他、医療の提供について必要な業務に関すること

病院長は、対策本部を設置した場合において、通常の業務に加えて新型インフルエンザ等対策に係る医療業務を円滑に遂行する必要が生ずることに鑑み、対策本部の職員配置や職員の業務分担が適切なものとなるように努める。

第 3 章 新型インフルエンザ等対策に関する事項

1. 準備期における準備

病院長は、診療継続計画および医療措置協定に基づき、新型インフルエンザ等対策の体制整備、職員の健康管理と啓発、病院機能の維持・業務継続および医療資機材の確保等について、必要な措置を講ずる。

2. 初動期における対応

病院長は、診療継続計画書および医療措置協定に基づき、外来および入院診療体制について、必要な措置を講ずる。また、北海道知事からの要請に応じて、医療機関等情報支援システム（以下「G - MIS」という。）の入力を行う。

3. 対応期における対応

病院長は診療継続計画および医療措置協定に基づき、外来および入院診療体制について、必要な措置を講ずる。また、北海道知事からの要請に応じて、G - MIS の入力を行う。

4. 患者数が大幅に増加した場合の対応
対応期において、患者数が大幅増加または勤務可能な職員数の減少が発生した場合には、診療継続計画に基づき一部診療業務の縮小や休止等の措置を講ずる。
5. 発生時における情報収集・連携等
 - (1) 病院長は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、職員を召集・参集させて情報収集および情報共有にあたる。
 - (2) 病院長は、新型インフルエンザ等が発生した場合には、関係機関との間において、情報収集および情報共有に努めるとともに、診療継続計画および医療措置協定に基づき、関係機関と連携・協力し新型インフルエンザ等対策を実施する。
6. 特定接種の実施
 - (1) 病院長は、新型インフルエンザ等発生後に政府対策本部において決定される特定接種総数、接種順位等をもとに北海道知事が行う指示等を受け、診療継続計画に基づき職員への特定接種の優先順位を決定し実施する。
 - (2) 病院長は、特定接種の実施にかかわらず、業務の継続が可能なよう対策を講ずる。
7. 感染対策の検討・実施
病院長は、院内における感染対策について検討を行うとともに、患者および職員の安全対策に努める。
8. 北海道知事等からの職員の派遣要請に対する対応
病院長は、北海道知事または道内市町村長等から職員の派遣要請を受けた場合には、診療継続計画および医療措置協定に基づき、その所掌事務または業務の遂行に著しい支障のない限り、適任と認める職員を派遣する。
9. 医薬品等の備蓄
 - (1) 病院長は、診療継続計画および医療措置協定に基づき、医薬品、診療材料および感染対策物資等の必要数について検討するとともに、必要最低限の備蓄を行い、定期的に備蓄状況と期限を確認する。
 - (2) 病院長は、診療継続計画に基づき、診療機材等の整備点検を行い、不測の事態に備蓄状況を確認する。
 - (3) 病院長は、医療措置協定に基づき、対応期において感染症対策物資等の備蓄・配置状況について G - MIS に入力を行い、感染対策物資等が不足することが预见される場合には G - MIS を通じて北海道知事へ報告を行う。

- (4) 病院長は、医療措置協定および診療継続計画に基づき、平時からゾーニングや個室・陰圧室等の準備状況について定期的な確認を行い、対応体制を確保する。

第4章 その他

1. 職員への教育・訓練等

- (1) 病院長は、平時から院内感染対策について徹底するとともに、診療継続計画および医療措置協定に基づき、新型インフルエンザ等の発生時に適切な医療を提供できるよう、患者の安全確保および職員の危機意識の向上に必要な教育および訓練を実施する。
- (2) 病院長は、地方公共団体主催の研修会等に積極的に職員を派遣し、地域における新型インフルエンザ等対策に必要な知識・技術を習得させる。また、研修会参加等を効果的に活用して、職員に対して新型インフルエンザ等対策に必要な知識等の周知徹底を図るとともに、実践的な訓練を実施し、職員が適切に行動できるようにする。
- (3) 病院長は、訓練等の実施結果を踏まえ、必要に応じて診療継続計画の見直しを行う。

2. 計画の修正

本計画は、定期的に見直しを加え、必要に応じて修正する。